

空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）交付要綱

制定 令和5年4月7日 建住政第3597号

（目的）

第1条 この要綱は、空家の「地域活性化に貢献する施設」への改修を促進するため、横浜市がその費用を補助するにあたり必要な事項を定め、空家の利活用及び戸建て住宅地への多様な機能の導入による地域の活性化・まちの魅力向上を目的とする。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）のほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例のほか、次の各号に定めるところによる。

（1）空家

申請時点から遡って1年以上、居住その他の使用がなされていない住宅をいう。

（2）耐震シェルター設置工事

昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工された空家を「地域活性化に貢献する施設」として活用するうえで、主たる居室となる部分に、「横浜市防災ベッド等設置推進補助事業要綱」別表に掲げる耐震シェルターを設置する工事をいう。

（3）施工事業者

第4条に定める補助対象者から委任を受けて第6条に定める補助対象経費を含む工事に係る施工を実施するものをいう。

（委託業務）

第3条 市長は、この要綱に係る業務の一部を委託することができる。

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる者は、次の各号に定める者とする。

（1）市民（横浜市内に在住、在勤または在学している者）で組織され、市民が自由に参加し継続的に活動を行う団体

（2）当該空家を借り受ける事業者

2 前項第1号及び第2号の補助対象者は、市税等を滞納していない者、及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない者とする。

（補助対象建築物）

第5条 補助の対象となる建築物は、申請時点でこの要綱に定めるところの空家であり、次の各号の要件を全て満たすこととする。

（1）横浜市内に存する一戸建て住宅（兼用住宅を含む。）

（2）建築基準法に違反していないもの

（3）空家等対策の推進に関する特別措置法第二条第2項における特定空家等として横浜市から認定されていないもの

（4）耐震性能等に関し、次のいずれかに該当するもの

ア 昭和56年6月以降に建築確認を得て建築されたもの

イ 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工された空家において、別表1の基準に適合していると認められるもの又は実績報告書提出時まで別表1の基準に適合する工事若しくは耐震シェルター設置工事を行うもの

（5）改修を行うこと、当該補助金の交付を受けてから5年以上使用すること及び原状回復義務の放棄について当該空家の所有者の合意を得られているものとする。

（補助対象経費）

第6条 補助の対象となる経費は、この要綱の目的に即し、当該年度の予算の範囲内で、次の各号に該当するものとする。ただし、横浜市等から補助金の交付を受けている又は交付が決定している同一の経費

は対象外とする。

- (1) 「地域活性化に貢献する施設」への改修を目的とした内外装等の改修工事、耐震シェルター設置工事及び外構工事に係る経費
- (2) 「地域活性化に貢献する施設」への改修を補助対象者が自ら材料等を購入して実施する際の建築材料費で、市長が認めるもの

(補助金の額)

第7条 補助金額は、消費税（地方消費税を含む）を除いた額とし、当該年度の予算の範囲内で、次の各号のうち最も小さい額を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、それを切り捨てた額とする。

- (1) 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額
- (2) 1,000,000円

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）交付申請書（第1号様式）及び申請書に記載の添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、補助事業等の目的及び内容により、前項の申請書に記載すべき事項及び前項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。
- 3 市長は、第1項に規定する書類の提出期限等を別に定めることができる。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付を決定し、空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要がある場合は、条件を付すことができる。
- 3 市長は、第1項の審査及び調査等の結果により、補助金を交付しないことと決定した場合は、申請者に対し、速やかにその旨を空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）不交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。
- 4 申請者は、交付決定通知を受けるまでは、当該申請に係る改修工事に着手してはならない。

(申請の変更)

第10条 申請者が交付決定通知を受けた後に、申請事項を変更しようとする場合は、変更に係る工事に着手する前に、空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）変更申請書（第6号様式）及び申請書に記載の添付書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当するものを除いて市長が軽微な変更と認めるものは提出を省略することができる。

- (1) 補助金交付申請額が増額するとき
- (2) 施工事業者の変更
- 2 市長は前項の規定による申請が適当であると承認した場合は、空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）変更交付決定通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する書類の提出期限等を別に定めることができる。

(申請の取下げ)

第11条 申請者が交付決定通知を受けた後に、申請を取下げしようとする場合は、速やかに、空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）取下届（第7号様式）に交付決定通知書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する書類の提出期限等を別に定めることができる。

(実績報告)

第12条 申請者は、当該申請に係る改修工事が完了した場合は、速やかに空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）実績報告書（第9号様式）及び実績報告書に記載の添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業等の目的及び内容により、前項の申請書に記載すべき事項及び前項に規定する添付書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

3 市長は、第1項に規定する書類の提出期限等を別に定めることができる。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の規定による実績報告があった場合は、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを確認する。

2 前項による審査等の結果、当該申請の内容及び補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金額を確定し、空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）額確定通知書（第11号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第14条 申請者は、補助金の交付を受けようとする場合には、前条に定める確定通知書の受領後に、空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）交付請求書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する書類の提出期限等を別に定めることができる。

(決定の取消し及び補助金の返還等)

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 第10条に定める申請を怠った場合
- (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合
- (4) 第18条第1項に規定する財産の処分等の制限に違反した場合
- (5) その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に従わなかった場合

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、当該申請者に対し、空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）交付決定取消通知書（第13号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の取消しを行う場合において、既に交付した補助金がある場合には、当該取消しに係る部分について、その返還を命ずるものとする。

(調査及び指示)

第16条 申請者は、この要綱による補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、これに協力しなければならない。

2 市長は、補助事業等の適正な遂行を確保するため、申請者に対し必要な措置を指示することができる。

(普及啓発の協力)

第17条 交付決定を受けた者は、補助事業等の普及啓発について市長の求める協力を行うものとする。

(処分等の制限)

第18条 本要綱に基づく補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けてから5年以上、当該建築物を処分させてはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

2 本要綱に基づく補助金の交付を受けた者は、交付を受けてから5年以上、補助金の交付の目的に沿って当該建築物を使用し、適切に維持管理しなければならない。

(入札又は見積の徴収の例外)

第19条 補助金規則第24条の適用において、耐震シェルター設置工事（その他の補助対象経費を含む工事とは別に発注する場合に限る。）のうち、市長が特に認める場合については、その契約の性質上、同条に規定する方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認められる場合として、同条ただし書を適用するものとする。

(関係書類の保存期間)

第20条 この要綱に係る関係書類の保存期間は10年とする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月7日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

| 耐震診断区分 | | 構造区分 | 基準 |
|--------|---|-------|-------------------------------------|
| (1) | 国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012 年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法 | 木造 | 上部構造評点が0.7以上 |
| (2) | 横浜市木造住宅耐震診断士派遣事業による耐震診断 | 木造 | |
| (3) | 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断 | 全ての構造 | 構造計算により安全性が確かめられること。 |
| (4) | 上記(1)から(3)までに掲げる方法と同等と認められる耐震診断 | 全ての構造 | 上記(1)から(3)までの基準と同等の耐震性を有すると認められること。 |

年 月 日

（申請先）

横浜市長

申請者 住所
電話
氏名

空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）交付申請書

空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）交付要綱第8条第1項の規定にもとづき、書類を添えて、当該補助金の交付申請を行います。

1 空家住所

2 補助対象経費（□欄に✓を入れること）

- (1) 「地域活性化に貢献する施設」への改修を目的とした内外装等の改修工事、耐震シェルター設置工事及び外構工事に係る経費
- (2) 「地域活性化に貢献する施設」への改修を補助対象者が自ら材料等を購入して実施する際の建築材料費で、市長が認めるもの

3 添付書類（□欄に✓を入れること）

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 補助対象者であることが確認できるもの
- (3) 補助対象建築物であることが確認できるもの
- (4) 補助対象経費の内容が確認できるもの（見積書等）
- (5) 耐震性能等の条件を満たしていることを証するもの
- (6) 補助事業等の内容が確認できるもの
- (7) 誓約書（第3号様式）
- (8) その他市長が必要と認める書類

（注意）

申請者が法人の場合は、申請者欄の氏名に法人名及び代表者氏名を記入してください。

事業計画書

1 建築物

| | |
|--------|---|
| 所在地 | (住居表示) (地番表示) |
| 所有者氏名 | |
| 構造及び規模 | 階建て m ² |
| 建築年月日 | 年 月 日 |
| 耐震性能等 | <input type="checkbox"/> 昭和56年6月1日以降の建築確認済 <input type="checkbox"/> 昭和56年5月31日以前の建築確認だが、耐震性能等の条件を満たしている <input type="checkbox"/> 実績報告までに耐震性能等の基準を満たす工事を実施する予定 |

2 工事予定

| | |
|--------|-------|
| 工事着手予定 | 年 月 日 |
| 工事完了予定 | 年 月 日 |

3 補助対象経費

(1) 工事の概要

| | |
|-------|--|
| 工事概要 | (目的及び内容) |
| 施工事業者 | (事業者名) (代表者氏名) (本店の所在地) (連絡先) |

(2) 経費及び補助金額

| | |
|--|--------|
| 工事費等の総額 | 円 (税抜) |
| 上記のうち、補助対象経費の総額 | 円 (税抜) |
| 補助申請額 (千円未満切り捨て) ※上記金額×1/2、又は上限1,000,000円で低い額 | 円 (税抜) |

4 材料等購入計画書

| 項目 | 数量 | 単価(税抜) | 金額(税抜) | 説明・購入予定先 |
|----|----|--------|--------|----------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合計 | / | / | | / |

年 月 日

横浜市長

空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）に関する誓約書

空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）の申請において、以下の点について誓約します。

（□欄に✓を入れること）

- 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）交付要綱（以下「要綱」という。）の規定を遵守します。
- 当該補助金の交付を受けてから5年間は、当該建築物を当該補助金の目的に即して活用します。
- 当該補助金の交付を受けてから5年間は、当該建築物の維持管理に努めます。
- 横浜市等から同一の経費の補助金を利用しておらず、将来においても利用しません。
- 上記を確認するため、関係事業の利用履歴・申請状況及び申請に係る書類等の内容を、関係事業の所管課と共有することに同意します。
- 補助事業等について、必要に応じて市長の求める調査等に協力します。
- 要綱第15条第1項各号に規定する取消事由に該当し、交付決定が取り消され、補助金の返還を求められた場合には、当該返還請求に応ずることについて同意します。

申請者 住所

電話

氏名

（注意）

申請者が法人の場合は、申請者欄の氏名に法人名及び代表者氏名を記入してください。

住所

電話

氏名 様

横浜市長

印

空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）交付決定通知書

年 月 日に申請のありました空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）について、次の条件を付して交付することと決定したので通知します。

1 交付決定金額

_____円

2 交付時期

空家の改修等補助金交付請求書（第12号様式）により、適正な請求を受けた日から30日以内に交付します。

3 交付条件

- (1) この補助金を他の事業に流用しないこと。
- (2) 決定後に内容を変更しようとする場合は、速やかに変更申請書(第6号様式)を提出すること。
- (3) 決定後に内容を中止しようとする場合は、速やかに取下届(第7号様式)を提出すること。
- (4) 当該申請に係る改修工事が完了次第、定められた期日迄に実績報告書(第9号様式)その他関係書類を提出すること。
- (5) 補助金額が確定したら、定められた期日迄に交付請求書(第12号様式)を提出すること。
- (6) 虚偽その他不正な手続で補助金の交付を受けた場合には、補助金を返還すること。
- (7) この補助金の使途について、必要に応じて行われる調査に協力すること。
- (8) その他、補助金規則及び空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）交付要綱の定めに従うこと。

担当

電話

メール

第 号
年 月 日

住所
電話
氏名

様

横浜市長

印

空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）については、交付しないことと決定したので通知します。

不交付の理由

担当
電話
メール

年 月 日

（申請先）

横浜市長

申請者 住所

電話

氏名

空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）変更申請書

年 月 日 第 号により交付決定通知のありました空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）に係る補助事業等について、次のとおり変更したいので申請します。

1 変更の内容

2 変更時期

3 変更の理由

（注意）

申請者が法人の場合は、申請者欄の氏名に法人名及び代表者氏名を記入してください。

年 月 日

（申請先）

横浜市長

申請者 住所

電話

氏名

空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）取下届

年 月 日 第 号により交付決定通知のありました空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）について、次のとおり取下げたいので申請します。

1 取下げの理由

2 添付書類（□欄に✓を入れること）

空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）交付決定通知書（第4号様式）

（注意）

申請者が法人の場合は、申請者欄の氏名に法人名及び代表者氏名を記入してください。

住所

電話

氏名 様

横浜市長

印

空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）変更交付決定通知書

年 月 日に変更申請のありました空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）について、次の条件を付して交付することと決定したので通知します。

1 交付決定金額

_____円

2 交付時期

空家の改修等補助金交付請求書（第12号様式）により、適正な請求を受けた日から30日以内に交付します。

3 交付条件

- (1) この補助金を他の事業に流用しないこと。
- (2) 決定後に内容を変更しようとする場合は、速やかに変更申請書(第6号様式)を提出すること。
- (3) 決定後に内容を中止しようとする場合は、速やかに取下届(第7号様式)を提出すること。
- (4) 当該申請に係る改修工事が完了次第、定められた期日迄に実績報告書(第9号様式)その他関係書類を提出すること。
- (5) 補助金額が確定したら、定められた期日迄に交付請求書(第12号様式)を提出すること。
- (6) 虚偽その他不正な手続で補助金の交付を受けた場合には、補助金を返還すること。
- (7) この補助金の使途について、必要に応じて行われる調査に協力すること。
- (8) その他、補助金規則及び空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）交付要綱の定めに従うこと。

担当

電話

メール

年 月 日

（申請先）

横浜市長

申請者 住所

電話

氏名

空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）実績報告書

空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）交付要綱第12条第1項の規定により、次の建築物の改修工事を完了したため、書類を添えて、当該補助金の実績報告を行います。

1 空家住所

2 補助対象経費（□欄に✓を入れること）

- (1) 「地域活性化に貢献する施設」への改修を目的とした内外装等の改修工事、耐震シェルター設置工事及び外構工事に係る経費
- (2) 「地域活性化に貢献する施設」への改修を補助対象者が自ら材料等を購入して実施する際の建築材料費で、市長が認めるもの

3 添付書類（□欄に✓を入れること）

- (1) 事業報告書（第10号様式）
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士の確認を受けたもの
- (3) 対象工事の内容が確認できるもの
- (4) 誓約書にて誓約した事項が確認できるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

（注意）

申請者が法人の場合は、申請者欄の氏名に法人名及び代表者氏名を記入してください。

事業報告書

1 建築物

| | |
|----------------------|--------------------|
| 所在地 | (住居表示) (地番表示) |
| 所有者氏名 | |
| 構造及び規模 | 階建て m ² |
| 建築年月日 | 年 月 日 |
| 補助金交付（変更） 決定通知書番号 | 年 月 日 第 号 |

2 工事日程

| | |
|------|-------|
| 工事着手 | 年 月 日 |
| 工事完了 | 年 月 日 |

3 補助対象経費等

(1) 経費及び補助金額

| | |
|---|-------|
| 工事費の総額 | 円（税抜） |
| 上記のうち、補助対象経費の総額 | 円（税抜） |
| 補助申請額（千円未満切り捨て） ※上記金額×1/2、又は上限1,000,000円で低い額 | 円（税抜） |

(2) 施工事業者への支払い状況

| | |
|---------|-------|
| 契約日 | 年 月 日 |
| 契約金額 | 円（税抜） |
| 支払（予定）日 | 年 月 日 |
| 支払金額 | 円（税抜） |

第 号
年 月 日

住所
電話
氏名

様

横浜市長

印

空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）額確定通知書

年 月 日に実績報告のありました空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）については、次のとおり補助金額を確定したので通知します。

補助金確定額

_____ 円

担当
電話
メール

年 月 日

横浜市長

請求者 住所
電話
氏名

空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）交付請求書

年 月 日 第 号により額確定通知のありました空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）について、次のとおり請求します。

請求金額

_____ 円

(振込先)

| | | | |
|--------|--------------------------|------|----|
| (フリガナ) | | | |
| 口座名義 | | | |
| 金融機関 | 銀行 信用金庫 信用組合 農協 | | 支店 |
| 預金種別 | 普通 ・ 当座 | 口座番号 | |

(注意)

申請者と同じ口座名義を記入してください。

第 号
年 月 日

住所
電話
氏名

様

横浜市長

印

空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）交付決定取消通知書

年 月 日 第 号により交付決定通知のありました空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）については、空家の改修等補助金（地域貢献〔簡易改修〕型）交付要綱第15条の規定に基づき、取り消したことを通知します。

取消しの理由

取消しの内容

担当
電話
メール